

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は38,374,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は29,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
器械及備品	医療器械	2台

令和3年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	522,000t	5,138億円
青果物	1,866,000t	7,266億円
畜産物	77,000t	1,223億円
花き	1,244,000千本	891億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	154,428㎡
仲卸業者売場	39,895㎡
事務所	115,916㎡
その他	384,089㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	22,838,000千円
第1項 営業収益	17,761,040千円
第2項 営業外収益	5,076,960千円
収入合計	22,838,000千円

支出

第1款 市場事業費	36,911,000千円
-----------	--------------

第1項	営業費用	33,411,933千円
第2項	営業外費用	3,048,567千円
第3項	特別損失	449,500千円
第4項	予備費	1,000千円
	支出合計	36,911,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款	市場資本的支出	5,006,000千円
第1項	建設改良費	4,825,457千円
第2項	投資	171,000千円
第3項	国庫補助金返納金	9,543千円
	支出合計	5,006,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
旧築地市場粉じん対策工事	令和4年度	49,000千円
旧築地市場解体工事	令和4年度～令和6年度	7,454,000千円
市場建設改良事業	令和4年度～令和6年度	4,268,000千円
合計		11,771,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,142,000千円である。

令和3年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

用地買収	236㎡
用地補償	4棟
施設建築物工事	470,099千円
公共施設工事	55,110千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	都市再開発事業収益	119,368千円
第1項	営業外収益	119,368千円
	収入合計	119,368千円

支出

第1款	都市再開発事業費用	15,000千円
第1項	営業費用	13,740千円
第2項	営業外費用	1,260千円
	支出合計	15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額110,790千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	5,680,210千円
第1項 一般会計負担金	1,920千円
第2項 公営企業会計負担金	2,966,000千円
第3項 国庫補助金	599,188千円
第4項 都市再開発事業収入	2,090,000千円
第5項 雑収入	23,102千円
収入合計	5,680,210千円

支出

第1款 資本的支出	5,791,000千円
第1項 都市再開発事業費	3,878,745千円
第2項 長期借入金償還金	1,912,000千円
第3項 建設利息	255千円
支出合計	5,791,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
市街地再開発事業	令和4年度	1,238,443千円

令和3年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	31,424㎡
2 埋立地の賃貸	貸付面積	1,512,697㎡
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		1,421,000千円
環境整備事業		23,000千円
道路橋梁整備事業		1,000千円
埋立改良事業		3,179,000千円
臨海副都心建設事業		3,453,000千円
臨海副都心改良事業		380,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	40,846,000千円
第1項 営業収益	36,871,440千円
第2項 営業外収益	3,974,550千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	40,846,000千円

支出

第1款 開発事業費用	16,337,000千円
------------	--------------

第1項 営業費用	15,157,000千円
第2項 営業外費用	1,179,990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	16,337,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,123,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	177,000千円
第1項 雑収入	177,000千円
収入合計	177,000千円

支出

第1款 資本的支出	9,300,000千円
第1項 埋立事業費	9,300,000千円
支出合計	9,300,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
埋立地造成事業	令和4年度～令和5年度	947,000千円
環境整備事業	令和4年度	50,000千円
埋立改良事業	令和4年度	2,824,000千円
臨海副都心建設事業	令和4年度	1,396,000千円
臨海副都心改良事業	令和4年度	160,000千円
合 計		5,377,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は18,120千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

令和3年度東京都港湾事業会計予算

（総則）

第1条 令和3年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業	
荷役機械	3基
上屋	34棟
貯木場	904,747㎡
2 主要な建設改良事業	
港湾施設整備事業	723,518千円
港湾施設改良事業	217,224千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,675,000千円
第1項 営業収益	4,150,722千円
第2項 営業外収益	524,268千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,675,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	3,795,000千円
第1項 営業費用	3,531,000千円
第2項 営業外費用	263,990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	3,795,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,304,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	743,000千円
第1項 企業債	741,000千円
第2項 雑収入	2,000千円
収入合計	743,000千円

支出

第1款 資本的支出	2,047,000千円
第1項 建設改良費	940,742千円
第2項 投資	1,085,600千円
第3項 企業債費	20,658千円
支出合計	2,047,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
管理運営事業	令和4年度～令和5年度	746,000千円
港湾施設整備事業	令和4年度～令和5年度	4,413,000千円
港湾施設改良事業	令和4年度	388,000千円
合計		5,547,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的及び限度額
東京港埠頭株式会社貸付金 741,000千円
 - 2 起債の方法
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
 - 3 利率
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
 - 4 償還の方法
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
 - 5 その他
 - (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
 - (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
 - (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
 - (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
 - (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
- (一時借入金)
- 第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。
(他会計からの補助金)
- 第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は960千円である。
(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和3年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,537両	45,925千km	219,616千人	601,688人
乗合	1,529両	45,623千km	219,340千人	600,932人
貸切	8両	302千km	276千人	756人
軌道事業	33両	1,462千km	15,978千人	43,775人
新交通事業	100両	8,104千km	31,172千人	85,403人
懸垂電車事業	0両	0千km	0千人	0人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	43,530,000千円
第1項 営業収益	41,610,000千円
第2項 営業外収益	1,920,000千円
第2款 軌道事業収益	6,886,000千円
第1項 営業収益	2,844,000千円
第2項 営業外収益	3,562,000千円
第3項 特別利益	480,000千円
第3款 新交通事業収益	7,965,000千円
第1項 営業収益	6,292,000千円

第2項 営業外収益	1,673,000千円
収入合計	58,381,000千円

支出

第1款 自動車運送事業費	49,568,000千円
第1項 営業費用	48,063,000千円
第2項 営業外費用	1,485,000千円
第3項 特別損失	20,000千円
第2款 軌道事業費	7,007,000千円
第1項 営業費用	3,456,000千円
第2項 営業外費用	3,551,000千円
第3款 新交通事業費	8,772,000千円
第1項 営業費用	6,829,000千円
第2項 営業外費用	1,943,000千円
支出合計	65,347,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,944,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	6,220,000千円
第1項 企業債	6,100,000千円
第2項 一般会計補助金	14,466千円
第3項 財産収入	41,650千円
第4項 雑収入	63,884千円
第2款 軌道事業資本的収入	128,000千円
第1項 企業債	128,000千円